

四條畷市サポート寄附金（ふるさと納税）お礼品募集要領

1 目的

本市の魅力発信と地元特産品の PR 及び地元経済の活性化を図るため、サポート寄附金（以下「ふるさと納税」という。）制度を活用して本市へ寄附する者（以下「寄附者」という。）に対して贈呈するお礼品を提供する事業者（以下「提案事業者」という。）及びお礼品の提案募集を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 提案事業者

下記の要件に全て適合すること。ただし、本市に関係する商品を取り扱う事業者で、市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 本社、支社、営業所、工場・加工所等の製造拠点（外部委託を含む）のいずれかを市内に有すること。
- (2) 四條畷市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 お礼品

(1) 要件

- ア 四條畷市の魅力発信及び PR となる特産品またはサービス（割引券、体験イベントなど）であること。
- イ 市内で生産、製造、加工、販売、サービスのいずれかが行われている商品とする。ただし、本市に関係する商品で市長が認めた場合はこの限りではない。
- ウ 商品は、市からの依頼後、速やかに発送できるものとする。季節や数量が限定されている場合や発送までに一定期間を要するものは、その旨を記載すること。なお、飲食物については、到着後 5 日間以上の賞味期限が保証されるものとする。
- エ 平成 31 年総務省告示 179 号及び「ふるさと納税に係る指定制度について」（平成 31 年 4 月 1 日付け総税市第 17 号）」を踏まえ、次に掲げるものでないこと。
 - ・金銭類似性の高いもの
 - ・価格が高額のもの
 - ・その他ふるさと納税制度の趣旨にそぐわないもの

(2) 提案価格

提案価格は、商品代、消費税、梱包料、それに係る手数料などを全て含めたものとし、寄附設定金額に対して 3 割を超えない額とする。なお、送料については市が負担するため、提案価格に含めないものとする。

(3) お礼品送付業務の形態

- ・市長は、お礼品の送付に係る業務全般について、一括してふるさと納税業務の中間事業者に委託する。
- ・提案事業者は、お礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約を中間事業者

と締結する。

- ・提案事業者は、発注依頼があった場合、中間事業者が指定する集荷日までに梱包準備を行うこと。

4 提案事業者のメリット

- (1) 市が作成するポスターやチラシ及び市ホームページ、SNS等並びに中間事業者サイト等にお礼品及び提案事業者名を掲載する。
- (2) 商品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封することができる。
- (3) 送料を負担せずに商品を全国に配送することができる。

5 申し込みについて

- (1) 募集期間 随時
- (2) 申込方法 原則、市ホームページのフォームに連絡先を入力する。ただし、市からお礼品の提供を依頼した場合は、この限りではない。

※追って、中間事業者から依頼されたお礼品の登録等に関する資料を中間事業者に提出する。

6 採用決定について

本要領及び中間事業者の規定に基づき審査を行い、市長が採用決定し、応募者にその可否を通知する。

7 留意事項

- (1) お礼品の品質等に関するクレームについて、本市は一切の責任を負わないので、提案事業者自らが誠意をもって対応し、解決すること。
- (2) 採用されたお礼品については、変更や辞退等がない限り、継続して取り扱うものとする。
- (3) 提案事業者は、寄附者の自主的な選択を阻害するような適当でない方法による募集は行わないこと。

8 届け出義務

次のいずれかに該当するときは、速やかに企画広報課まで届け出なければならない。

- (1) 商品の発送に遅延が生じたとき
- (2) 商品が販売中止または終了となるおそれが生じたとき
- (3) 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- (4) その他登録時の情報に変更が生じたとき

9 採用の取消し

次のいずれかに該当するときは、採用を取り消すこととする。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合
- (2) 本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと判断した場合

- (3) 本要領8に定める届け出を適切に行わなかった場合
- (4) 本市へ損害を及ぼす行為又は本市の印象を大きく損なう事象があった場合
- (5) その他、市長がふさわしくないと認めた場合

10 申し込み・問い合わせ

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市 総合政策部 企画広報課

TEL：072-877-2121（代表） / 0743-71-0330（代表）

FAX：072-877-2074

Mail：kikaku@city.shijonawate.lg.jp